

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和3年3月31日
【会社名】	株式会社トーア紡コーポレーション
【英訳名】	Toabo Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長井 渡
【本店の所在の場所】	大阪府中央区城見一丁目2番27号 クリスタルタワー18階
【電話番号】	大阪(06)7178-1151
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務・人事担当 難波 正之
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区城見一丁目2番27号 クリスタルタワー18階
【電話番号】	大阪(06)7178-1151
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務・人事担当 難波 正之
【縦覧に供する場所】	株式会社トーア紡コーポレーション 東京支店 (東京都中央区日本橋人形町一丁目2番5号 ERVIC人形町2階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

令和3年3月30日開催の当社第19回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
令和3年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

(1) 配当財産の種類  
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円 配当総額 89,185,870円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日(支払開始日)  
令和3年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

監査等委員会設置会社へ移行のため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を実施する。

(2) 事業目的の追加

当社は、事業の拡大及び今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加する。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、長井渡、久保徹、水森吉紀、戸口雄吾、戸川崇光、坂下清信、高島志郎の7氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、川崎隆行、丸岡健二、伊藤久弥の3氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員として谷口誠良氏を選任する。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額180百万円以内(うち社外取締役分は年額36百万円以内)とする。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	69,306	697	-	(注)1	可決 98.87
第2号議案	69,406	690	-	(注)2	可決 99.01
第3号議案					
長井 渡	60,794	9,281	-	(注)3	可決 86.72
久保 徹	68,534	1,541	-	(注)3	可決 97.76
水森 吉紀	68,447	1,628	-	(注)3	可決 97.64
戸口 雄吾	68,626	1,449	-	(注)3	可決 97.90
戸川 崇光	68,828	1,247	-	(注)3	可決 98.18
坂下 清信	63,624	6,451	-	(注)3	可決 90.76
高島 志郎	64,838	5,237	-	(注)3	可決 92.49
第4号議案					
川崎 隆行	68,789	1,286	-	(注)3	可決 98.13
丸岡 健二	63,885	6,190	-	(注)3	可決 91.13
伊藤 久弥	68,660	1,415	-	(注)3	可決 97.94
第5号議案					
谷口 誠良	69,159	940	-	(注)3	可決 98.66
第6号議案	68,143	1,957	-	(注)1	可決 97.21
第7号議案	68,875	1,225	-	(注)1	可決 98.25

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
該当事項はありません。

以上